



疾病保障保険「10のあんしん」

3大疾病

- ★ ガン（上皮内ガンを除く）
- ★ 脳卒中
- ★ 急性心筋梗塞



4つの生活習慣病

- ★ 高血圧性疾患
- ★ 糖尿病
- ★ 慢性腎不全
- ★ 肝硬変

「3大疾病と4つの生活習慣病」で一定期間お仕事ができなくなったとき、
住宅ローンの返済をサポート！

3つのサービス

- ★ メディカルアシスト
- ★ 生活支援サービス
- ★ 介護関連サービス

安心の
3つのサービスで
健康と毎日の暮らしを
サポート！



特約1 3大疾病一時金特約

3大疾病の時には一時金100万円をお支払いし、
治療費、生活費をサポートします。

特約2 女性疾病特約

「女性特有の疾病および妊娠」に伴う身体障害を
保障する特約もご利用いただけます。



疾病保障保険「10のあんしん」

3大疾病と4つの生活習慣病をしっかりとカバー

もしものときに住宅ローンの返済をサポートする保険です。



Point 1

7大疾病により
いかなる業務にも
従事できない状態*1が
30日間続いた...



30日間の免責期間を超えて
継続した場合31日目以降、
毎月のローン返済額を
保険金として最長1年間
お支払い!



毎月の
ローン返済額が
保障された!



お借入から
保障までの
流れ

特約1 3大疾病一時金 特約

3大疾病の時には一時金100万円をお支払いし、治療費、生活費をサポートします。
詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

特約2 女性疾病特約

「女性特有の疾病および妊娠」に伴う身体障害を保障する特約もご利用可能です。
詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

Point 2

さらに、いかなる業務にも
従事できない状態*1が
30日間の免責期間を
超えて1年間継続...



30日間の免責期間を超えて
1年間継続した場合、
住宅ローンの残高を
保険金としてお支払い!
(最高お借入額: 1億円)



保険金が支払われ
住宅ローン残高が
0円に!



*1 いかなる業務にも従事できない状態とは

7大疾病で入院または医師の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もまったくできない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

- たとえば会社員の場合、全日出社できず他の仕事(軽作業や事務作業等)もまったく出来ない状態、医師の場合なら全日休診で他の仕事もできない状態です。この場合、営業活動や医療行為が出来なくても、他の業務(事務等)が可能な場合はお支払いの対象になりません。
 - 午前中休んで午後就業する場合等は、「いかなる仕事もまったくできない」状態には該当いたしませんので、保険金のお支払い対象にはなりません。
 - 一般に入院中は「いかなる仕事もまったくできない」状態に該当いたしますが、自宅療養の場合は「医師の指示による自宅療養」が保険金のお支払い対象となります。
- *「いかなる業務にも従事できない状態」であるかの確認にあたっては、医師の診断書、あるいは医師への事情確認、就業障害状況報告書や被保険者ご本人への事情確認等によって確認させていただきます。

《ご加入にあたっての注意事項》

- ①告知の内容によりご加入いただけない場合があります。過去にガンや脳卒中等「加入依頼書兼告知書」記載の病気にかかったことのある方等、告知の内容によりご加入いただけない場合があります。
- ②保険料がかかります。本商品は、性別・年齢・お借入残高・毎月の返済額等によって変わる月払い型の保険料です。くわしくは4ページをご覧ください。
- ③ローンお借入日の翌々月の初日から、保険責任対象期間となります。保険責任対象期間開始前に発病した7大疾病による就業障害につきましては、保険金をお支払いできません。(ただし、新規ご加入時の保険対象期間開始後1年を経過した後に開始した保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)
- ④免責期間が30日間あります(特約付帯時の3大疾病一時金を除く)。7大疾病による就業障害発生から30日間は保障対象となりません。毎月のローン返済のサポートは31日目以降となります(最長1年間)。
- ⑤いかなる業務にも従事できない状態の方が保険金お支払いの対象です。「いかなる業務にも従事できない状態」とは上記*1をご覧ください。

《その他のご注意事項》

- ・保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社による医師の診断書による診査、または主治医への照会のために、保険金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。
- ・住宅ローンのご返済は、保険金のお受取期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、ご加入の際にお客さまにご指定いただきました保険料相当額引落口座にお支払いいたします)。
- ・7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師が認定する就業障害期間については、保険金のお支払い対象となります。
- ・保険金支払対象事由以外の理由により、今後いかなる業務にも従事される見込みがなくなられた場合には、任意脱退の手続きが必要となりますので、三菱UFJ信託銀行までご連絡ください。
- ・保険金のお支払い期間(てん補期間)は1事故あたり1年間とします。なお、就業障害終了後、180日を経過した日までに同一の身体障害によって就業障害が再発した場合には同一の事故とみなし、保険金をお支払いします。
- ・お申し込みにあたって、「加入依頼書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款で詳細を必ずご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

特約 1

3大疾病一時金特約

3大疾病の時には一時金100万円をお支払いし、治療費・生活費をサポートします。

*ご加入後の特約追加および特約のみの解約はできません。特約を付帯する場合、特約の保険料が加算されます。

条件 3大疾病(①ガン(上皮内ガンを除く) ②脳卒中 ③急性心筋梗塞)で所定の状態に該当した場合

[所定の状態]の概要(詳細は必ず重要事項説明書・約款をご参照ください。)

- ① ガン(上皮内ガンを除く)に罹患し、医師により病理組織学的所見(生検を含む)によって診断確定されたとき。
- ② 脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したとき。
- ③ 急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したとき。

特約

●3大疾病一時金は、1度受け取った後でも、支払事由*2に該当した場合は以下の場合を除き再度受け取ることができます。なお、支払事由該当後も保険料の払い込みは継続します。

- ・前回の支払事由の発生から同一保険期間(当年1月1日16時~翌年1月1日16時)に支払事由に該当した場合
- ・保険金の支払に関わらず、支払事由に該当してからその日を含めて1年以内に同一の支払事由に該当した場合*3

*2 「支払事由」とは、上記「所定の状態」に該当することを指します。
*3 「同一の支払事由に該当した」とは、例えば、「ガン」の後に新たに「ガン」と診断確定された場合をいいます。
上記の内容は保険商品の概要であり、詳細については「加入依頼書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款でご確認ください。

特約 2

女性に2つの安心 女性疾病特約

「女性特有の疾病および妊娠」に伴う身体障害を保障する特約もご利用いただけます。

*ご加入後の特約追加および特約のみの解約はできません。特約を付帯する場合、特約の保険料が加算されます。

住宅ローンご契約者が女性の場合にご利用いただけます。女性疾病特約を付帯した場合は、7大疾病に加え、妊娠・出産・早産または流産によって生じた身体障害および所定の身体障害による就業障害も対象となります。対象となる身体障害について、くわしくは重要事項説明書をご確認ください。

3つのサービスを無料でご提供

1 メディカルアシスト

日常のおからだの悩みから急な発病やケガまで、おからだの「もしも」を万全の体制でアシストします。

お問い合わせ先

24時間365日受付 フリーダイヤル **0120-708-110**

緊急医療相談

現役の救急の専門医および看護師が、緊急の医療相談に24時間お電話で対応します。

予約制専門医相談

輪番で常駐する専門医が、専門的な医療・健康電話相談をお受けします。(事前予約が必要です。)

医療機関案内

夜間の救急医療機関や、旅先での最寄りの医療機関をご案内します。

転院・患者移送手配

救急病院から自宅最寄りの病院への転院や、ご自宅へ戻る場合、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等の一連の手配を承ります。(実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。)

ガン専用相談窓口

ガンに関するさまざまな悩み、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。(より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。)

※本サービスは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

2 生活支援サービス

各種生活関連情報をご提供します。

お問い合わせ先

受付時間等は各項目をご確認ください フリーダイヤル **0120-285-110**

法律・
税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

法律相談：土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時
税務相談：土日祝・年末年始を除く 午後2時～午後4時

ホームページアドレス
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html>

社会保険に
関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時

暮らしの
情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

土日祝・年末年始を除く 午前10時～午後4時

3 介護関連サービス

介護に関する専門家がサポートします。

電話
介護相談

介護方法、介護保険制度、介護施設の入所、各種在宅介護サービスの利用等介護に関する様々なご相談に電話でお応えします。
また、各地域の介護関連事業者もご案内します。

土日祝・年末年始を除く 午前9時～午後5時

 **0120-285-110**

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度、各種介護関連事業者等の介護に関する様々な情報をご提供します。
また、電子メールによる介護相談も24時間受け付け、介護に関する専門家が応えます。
※ご回答までに数日かかる場合があります。

ホームページアドレス
<http://www.kaigonw.ne.jp/>

＜ ご利用の際にご確認いただきたいこと等 ＞

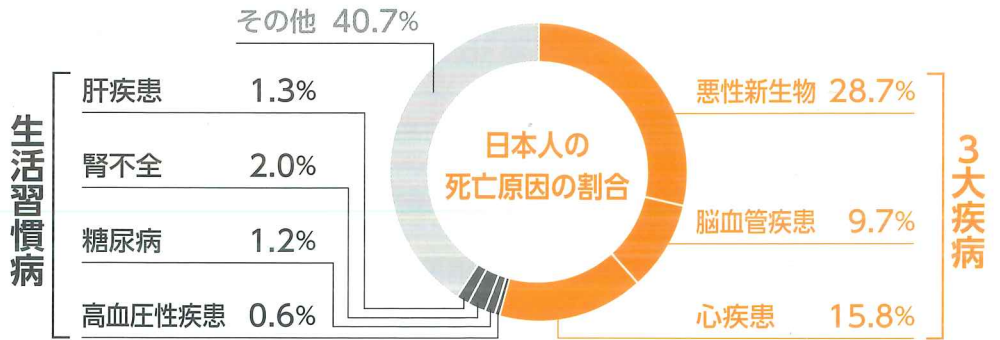
- ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご利用の際は提携会社より、「お名前」「ご連絡先」等を確認させていただきます。
- ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、ご加入者、被保険者、ご加入者もしくは被保険者の配偶者・親族(以下相談対象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限ります。
- 各サービスメニューは、予告なく中止となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございますのでご了承願います。
- 各サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。
- 各サービスは、携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。

ご存知ですか？



3大疾病と生活習慣病は日本人の死亡原因の半数以上を占めています。

3大疾病と呼ばれるガン、脳卒中、急性心筋梗塞。そして高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変といった4つの生活習慣病。これらの疾病が日本人の死亡原因の半数以上を占めています。



図中のデータは「10のあんしん」の保障対象となる疾病と必ずしも一致しません。対象となる疾病の範囲は重要事項説明書・約款にてご確認ください。

出典：厚生労働省 平成24年人口動態統計(確定数)

「10のあんしん」で、

もしもの時の住宅ローン返済に備えてみませんか!

「10のあんしん」は年齢ごとの保険料設定。中途解約も可能です。

保険料は金利に上乗せではなく、口座振替により引き落としさせていただきます。月々の負担が少ない保険料設定です。また保険料は、税法上、介護医療保険料控除の対象となります。

保険料について

- 保険料は月払で、性別・年齢*4(5の倍数年齢ごと)・お借入残高・毎月の返済額等により決まります。お借入残高等の変動により、毎月の保険料は変動します。
- 保険料のお支払いはローンお借入時の翌々月からローンの約定最終返済月の前月までとなります(中途脱退を除く)。
- 保険料は、ご指定いただくローン返済用預金口座から毎月月末(土・日・祝日等の場合は前営業日)に口座振替により引き落としさせていただきます。
- 毎月の保険料は、あらかじめご案内することができません。概算の保険料について、ローン相談室でシミュレーションいたします。

*4 1月1日における満年齢が基準となります。

毎月の保険料推移例

(借入条件) 借入金額：2,000万円(ボーナス月増額返済なし)
借入期間：35年 借入金利：年3.0% 返済方法：元利均等返済

【男性】 (単位:円)

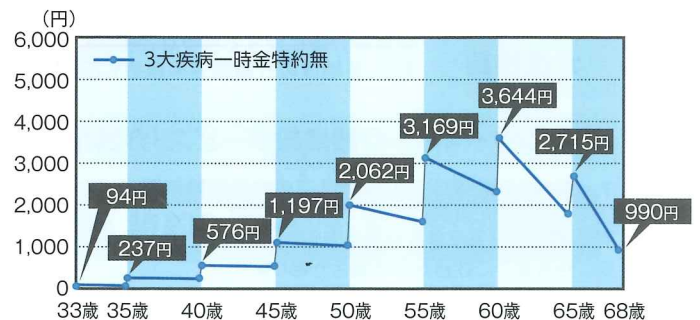
借入時年齢	3大疾病一時金特約の有無	初回支払月	5年後	10年後	15年後	20年後	25年後	30年後
30歳	無	94	226	540	1,098	1,821	2,616	2,565
	有	382	662	1,245	2,269	3,796	5,384	6,432
35歳	無	245	598	1,258	2,212	3,511	4,311	3,921
	有	681	1,303	2,429	4,187	6,279	8,178	9,634
40歳	無	650	1,396	2,548	4,282	5,814	6,637	5,057
	有	1,355	2,567	4,523	7,050	9,681	12,350	12,431

【女性】(カッコ内は女性が同条件で女性疾病特約をご利用の場合。) (単位:円)

借入時年齢	3大疾病一時金特約の有無	初回支払月	5年後	10年後	15年後	20年後	25年後	30年後
30歳	無	55 (396)	147 (463)	354 (659)	831 (1,219)	1,734 (2,128)	2,221 (2,469)	1,874 (2,036)
	有	343 (684)	583 (899)	1,059 (1,364)	2,002 (2,390)	3,709 (4,103)	4,989 (5,237)	5,741 (5,903)
35歳	無	158 (501)	392 (790)	952 (1,398)	2,107 (2,586)	2,985 (3,317)	3,156 (3,424)	2,732 (2,852)
	有	594 (937)	1,097 (1,435)	2,123 (2,569)	4,082 (4,561)	5,753 (6,085)	7,023 (7,291)	8,445 (8,565)
40歳	無	426 (793)	1,057 (1,553)	2,428 (2,981)	3,643 (4,047)	4,259 (4,619)	4,627 (4,830)	3,800 (3,875)
	有	1,355 (1,498)	2,567 (2,724)	4,523 (4,956)	7,050 (8,815)	9,681 (8,586)	12,350 (10,543)	12,431 (11,249)

毎月の保険料推移グラフ

(借入条件) 借入開始時年齢：33歳、男性 借入金額：2,000万円(ボーナス月増額返済なし)
借入期間：35年 借入金利：年3.0% 返済方法：元利均等返済



※上記保険料推移グラフは概算となります。

- ※団体割引は20%で計算しています。被保険者(保険の対象となる方)数によっては、保険料の引き上げ等の変更があります。
- ※初回支払月は、お借入月の翌々月になります。また、5年後とは、初回支払月の5年後の応当月とし、以降の各年後についても同様のものとします。
- ※左記保険料推移表は概算となります。ボーナス返済の割合やお借入日、返済日により保険料金額は多少異なります。また、この団体契約は1月1日16:00から翌年1月1日16:00までの1年契約となります。更新契約について、保険料の改定等が行われる場合が有りますので、あらかじめご了承ください。

疾病保障保険「10のあんしん」

対象商品	三菱UFJ信託銀行の住宅ローン[5(GO)サインα]
ご利用いただける方	当社の住宅ローンを新規にお借入いただく方で、お借入時年齢が満20歳以上、満50歳までで就業されている方、かつ、最終返済時年齢が満80歳までの方。
ご融資金額	50万円以上1億円以内 ※提携ローン等一部取り扱いが異なる場合があります。くわしくはローン相談室までお問い合わせください。
ご融資利率	上記対象商品の店頭表示金利となります。 ※各種金利引き下げ制度もあわせてご利用いただけます。 ※保険料は別途口座振替により引き落としとなりますので、金利への保険料上乗せはありません。
保険の名称(主な特約)	団体長期障害所得補償基本特約・特定生活習慣病のみ補償特約・特定女性疾病および妊娠に伴う身体障害のみ補償特約・三大疾病一時金特約・債務一括返済支援特約および債務返済支援特約付総合生活保険(略称:7大疾病のみ補償特約付ローン返済支援保険)
保険の加入について	・本保険の加入にあたっては、健康状態について所定の用紙で告知いただきます。過去の病歴等により、ご加入いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族がすでに他の同種の契約にご加入されている場合には、保障が重複することがあります。ご加入にあたっては、保障内容を十分にご確認ください。
保険責任対象期間	ローンお借入日(ローン実行日)の翌々月の初日からローン約定最終返済月の前月月末までとなります。この団体契約の保険期間は、1月1日16時から翌年1月1日16時までですが、保険期間の終了時において、保険対象期間中である被保険者は、東京海上日動火災保険株式会社と三菱UFJ信託銀行との保険契約が継続する限りにおいて、特にお申し出がない限り継続契約の被保険者となります。ただし、途中「脱退事由」に該当した被保険者につきましてはこの限りではありません。
就業障害について	就業障害(いかなる業務にも従事できない状態)とは、7大疾病(*)で入院または医師の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もできない状態をいいます。 くわしくは1ページをご覧ください。 (*)7大疾病とは、3大疾病(ガン(上皮内ガンを除く)・脳卒中・急性心筋梗塞)と、4つの生活習慣病(高血圧性疾患・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変)です。女性疾病特約を付帯した場合は、妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害および所定の身体障害による就業障害も対象となります。対象となる身体障害について、くわしくは「加入依頼書兼告知書」に添付の重要事項説明書をお読みください。
お受け取りいただく保険金	・7大疾病で入院または医師の指示による自宅療養により働けない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヵ月につき毎月平均返済予定額(*)を1年間を限度としてお受け取りいただけます。 ・7大疾病で入院または医師の指示による自宅療養により働けない状態が、30日間の免責期間を超えて1年間継続した場合、その時点での住宅ローン残高相当の保険金が債務の返済に充当されます。 ・保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社による医師の診断書による診査、または主治医への照会のために、保険金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。 ・住宅ローンのご返済は、保険金のお受取期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、ご加入の際にお客さまにご指定いただきました保険料相当額引落口座(ローン返済用口座)にお支払いいたします)。 ・7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師が認定する就業障害期間については、保険金をお支払いの対象となります。 (*) 保険料払込月の前月月末時点を基準とした年間返済予定額÷12となります。ただし、約定上の最終毎月返済分と最終ボーナス返済分は年間返済予定額の計算には含まれません。ローン約定最終返済月までの期間が12ヵ月以内の場合は年間返済予定額を「約定残存返済月数-1」で割った額となります。
付帯される保険料	・保険料は月払いで、性別・年齢(5の倍数年齢)・お借入残高・毎月のご返済額等により決まります。お借入残高等により、毎月保険料は変動します。 ・被保険者の払い込みはローンお借入時の翌々月からローンの約定最終返済月の前月までとなります(中途脱退時を除く)。 ・保険料は、ご指定いただくローンの返済用預金口座から毎月月末(土・日・祝日等の場合は前営業日)に口座振替により引き落としさせていただきます。
3大疾病一時金特約	この特約を付帯し、以下のいずれかの状態に該当した場合は3大疾病一時金を保険金としてお受け取りいただけます。 【悪性新生物一時金】次のいずれかに該当した場合(上皮内ガンを除く) ア. 初めてガンと診断確定された場合 イ. 原発ガンが治療したことにより、ガンが認められない状態となり、その後初めてガンが再発または転移したと診断確定された場合 ウ. 原発ガンとは関係なく、ガンが新たに生じたと診断確定された場合 【急性心筋梗塞入院一時金】急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合 【脳卒中入院一時金】脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつCT(コンピューター断層撮影法)またはMRI(磁気共鳴映像法)によってその責任病巣が医師により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合
脱退事由	以下の場合には自動的に脱退となります。 (1) ローンを一括返済したとき(金利低下等により約定最終返済月前に返済が終了する場合を含む) (2) 代位弁済されたとき(団体信用生命保険金による弁済も含む) (3) 被保険者が満80歳に達し、満81歳の誕生日前日を迎えたとき (4) 被保険者が死亡したとき (5) 保険料相当額が3ヵ月続けて引落不能となったとき 等 ※保険金支払対象事由以外で今後いかなる業務にも従事する見込みがなくなったときには、任意脱退のお手続きが必要となります。
保険金をお支払いしない主な場合	主に下記のような原因により生じた就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 (1) 所定の7大疾病以外の病気またはケガ (2) 被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気 (3) 自殺、闘争または犯罪行為によるケガまたは病気 (4) 麻薬、あへん、覚せい剤等の使用によるケガまたは病気 (5) 戦争、内乱または暴動等によるケガまたは病気(テロを除く) (6) 核燃料物質の有害な特性などによるケガまたは病気 (7) 就業障害発生後、30日間の免責期間中 (8) 保険責任対象期間開始前に発病した7大疾病による就業障害の場合(ただし、新規ご加入時の保険対象期間開始後1年を経過した後に開始した保険金支払事由については、保険金のお支払いの対象となります)。等 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や、事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。 この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】 すでに他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
その他	・住宅ローンについて、くわしくは三菱UFJ信託銀行ホームページの商品概要説明書をご覧ください。 ・お借入利率は三菱UFJ信託銀行ホームページでご確認ください。 ・お申し込みの際には三菱UFJ信託銀行所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合があります。なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 ・パンフレットには、ご契約上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読のうえ、保険契約後、引受保険会社より郵送される加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。また、加入者証は、加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、引受保険会社の取扱代理店には告知受領権があります。

・本パンフレットにおける「10のあんしん」の概要説明は、三菱UFJ信託銀行が保険契約者としての立場から、住宅ローンご利用者の方のために発行しています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。ご加入にあたっては、必ず「加入依頼書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款をよくお読みください。
・本保険をお申し込みいただくかどうか、三菱UFJ信託銀行でのお取り扱い(融資・預金等)に影響するものではありません。本保険は預金等ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
・この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象です。引受保険会社の経営が破たんした場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

保険内容についてくわしくは、「加入依頼書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款でご確認いただくか、下記の取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店	アールワイ保険サービス株式会社 TEL: 0120-329-636 受付時間: 平日9:00～17:00(土・日・祝日および年末・年始は休業とさせていただきます) ※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。また、引受保険会社の取扱代理店には告知受領権があります。
引受保険会社 ご意見・ご相談先	東京海上日動火災保険株式会社 担当室: 金融法人部 三菱UFJ室 TEL: 03-3213-5956 受付時間: 平日9:00～17:00(土・日・祝日および年末・年始は休業とさせていただきます)

16-T18245 平成28年10月作成

住宅ローンの
お問い合わせ・ご相談、
お待ちしております。

ローン相談室



0570-056-156(有料)

ご利用時間/平日9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

